



液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書(概要)

平成29年6月28日

## 調査趣旨

近年、液化天然ガス(以下「LNG」という。)の需給について、以下の大きな環境変化が指摘されている。

1. 原発再稼働及び今後のエネルギー供給構成の多様化に伴う国内需給の緩和
2. 電力・ガス小売市場の全面自由化に伴う国内需給の見通しの不透明化
3. アジアを始めとする世界的な需要量の増加
4. 非在来型天然ガスの開発等による世界的な供給量の増加

上記により、国内需要者は、現在、LNGの余剰発生を見込んでいるものの、供給者の仕向地制限等により、今後、国内外にLNGの余剰を再販売することが妨げられること等を懸念している。政府は、仕向地制限の撤廃等を働きかける方針を閣議決定している。

公正取引委員会は、このような状況を踏まえ、独占禁止法又は競争政策上の問題の有無等を明らかにするため、取引実態調査を実施。

## 調査方法

- 対象: 国内需要者を販売先とするLNGの取引等
- 期間: 2016年7月から2017年5月
- 方法: 書面調査及び聴取調査
  - ◆ 書面調査
    - 国内需要者14社(合計シェア約96%)  
独占禁止法第40条に基づく報告命令を実施(回答率100%)。
    - 国内外供給者32社(合計シェア約95%)  
報告依頼を実施(回答率75%)。
    - 国外需要者6社  
報告依頼を実施(回答率約67%)。
  - ◆ 聴取調査
    - 需要者17社(国内14社, 国外3社)
    - 供給者10社(国内3社, 国外7社)
    - その他4社

## 日本のLNG取引の供給者・需要者

天然ガスは常温常圧で気体であるため輸送及び貯蔵が困難 → 日本の需要者はLNGを船舶輸送により輸入している。  
なお、2016年7月から、株式会社JERAが東京電力及び中部電力の燃料調達事業を承継している。

供給者			需要者		
	契約数量	シェア		調達数量	シェア
Malaysia LNG社	1692万トン	21.0%	東京電力株式会社(現:株式会社JERA)	2289万トン	27.4%
Qatargas社	1169万トン	14.5%	東京瓦斯株式会社	1327万トン	15.9%
豪州北西大陸棚LNGパートナーシップ	964万トン	11.9%	中部電力株式会社(現:株式会社JERA)	1251万トン	15.0%
Sakhalin Energy Investment社	547万トン	6.8%	関西電力株式会社	874万トン	10.5%
アブダビ液化ガス会社	430万トン	5.3%	大阪瓦斯株式会社	780万トン	9.3%
その他	3267万トン	40.5%	その他	1836万トン	22.0%
合計	8069万トン	100%	合計	8357万トン	100%

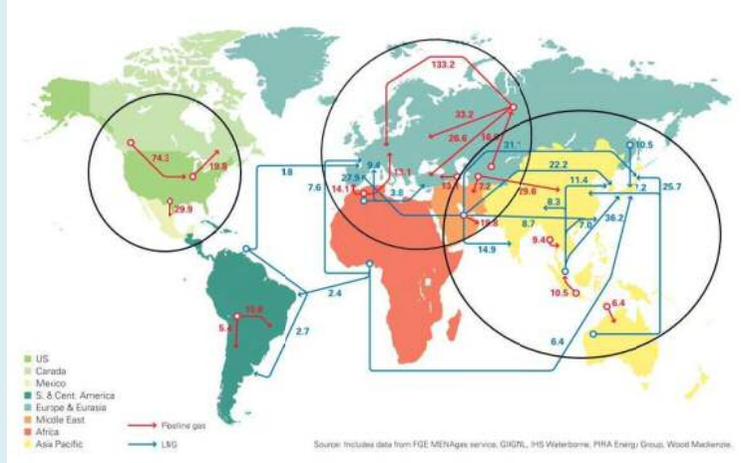
注: 2016年4月1日時点で取引中の日本向けLNG売買契約に係る契約数量ベース  
出所: 需要者の報告等を基に当委員会作成

注: 2015年度における日本の需要者のLNG調達数量ベース  
出所: 財務省「貿易統計」等を基に当委員会作成

## 世界事情

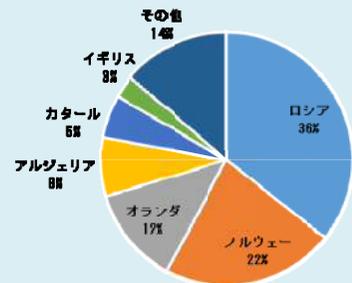
**天然ガスの長期契約による輸出入取引は、現状、主に輸送距離の関係上、北米域内、欧州向け及びアジア向けに大きく区分できる。しかし、LNGのスポット輸出入取引は、販売価格とコストが見合えば世界全体で取引が実施されている。**

【世界の主な天然ガス輸出入取引(2015年)】 (単位:10億m<sup>3</sup>)



出所:BP「Statistical Review of World Energy 2016」。ただし、黒円は当委員会付記

【欧州の天然ガス輸入量の供給国別のシェア】



【アジアの天然ガス輸入量の供給国別のシェア】



出所:IEA「Natural Gas Information 2016」を基に当委員会作成

**天然ガス輸出入量に占めるLNG輸出入量の割合は、2000年時点で約19%、2010年時点で約30%、2015年時点では約31%と増加傾向にある。**

アジアは、一般に天然ガスの生産地から離れていること、島国であること等の理由から、パイプラインに経済性がない国も少なくないなどの事情により、LNG取引が基本である国が多い。

## 地域事情

### 【北米】

米国では、2000年代後半以降、シェール革命により天然ガス生産量が大幅に増加した。

IEAは、北米の天然ガス生産量は、引き続き大きく増加すると予測している。

### 【欧州】

欧州は、ロシア、ノルウェー等から天然ガスを輸入している。

IEAは、今後、欧州の天然ガス生産量は減少する一方、欧州の天然ガス消費量は現在の水準を維持すると予測している。

### 【東アジア】

東アジアは、主に、東南アジア、豪州、中東等から天然ガスを輸入している。日本、韓国、中国及び台湾のLNG輸入量の合計は、世界のLNG輸入量の約6割を占めている。

IEAは、今後、日本の天然ガス消費量は減少する一方、中国の天然ガス消費量は大幅に増加すると予測している。

### LNGプロジェクト

LNGプロジェクトとは、石油会社によるLNG生産・販売の事業計画及び計画に基づく事業活動をいい、通常、LNGサプライチェーンを成立させるために必要となる生産出荷施設に係る最終投資決定(FID)により成立する。

LNGプロジェクトには以下の特徴がある。

### サプライチェーンの成立が必要

LNG取引は、油田・ガス田で天然ガスを生産し、出荷基地でLNGに液化し、LNG船で輸送し、受入基地で天然ガスに気化し、消費地までパイプラインで輸送するといった一連の工程を鎖のように結び付けることで取引が成り立つものである。

LNG取引を成立させるために必要な一連の工程を一般に「LNGサプライチェーン」という。

※ LNG船の傭船については、現在、航路不特定船や傭船契約を締結していないLNG船が増加したため、スポット傭船市場が拡大しつつあるほか、LNG船が供給過剰となり、スポット傭船料が低下している。

【LNGサプライチェーンのイメージ】



ガス田生産・開発 出荷基地 LNG船による輸送 受入基地 国内輸送

出所：国際石油開発帝石(株)、川崎汽船(株)及び東京瓦斯(株)ホームページ掲載写真を基に当委員会作成

### 巨額の初期投資が必要

LNGサプライチェーンを成立させるためには、

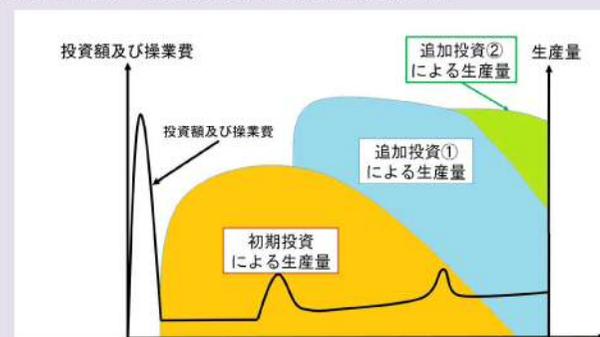
- ① **石油会社は、ガス田の生産施設及び出荷基地に投資する必要がある**(多くの場合、LNG船にも投資する必要がある)。
- ② **電力・ガス会社等は、受入基地に投資する必要がある**(LNG船にも投資する場合がある)。

【LNGプロジェクトの初期投資・追加投資と生産量】

※ LNGプロジェクトの対象である①は、巨額の初期投資を必要とする。

- 生産施設の建設等には数百億円から数千億円規模の資金が必要。
- **出荷基地の建設等には数千億円から数兆円規模の資金が必要。特にLNGの開発は巨額。**

なお、生産開始後は天然ガスの可採埋蔵量が減退するため、追加的な探鉱・開発計画を策定し、ガス田の生産性向上を図ることが多いが、ガス田の拡張は、初期投資額と比べれば少額である。



出所：各種公表資料等を基に当委員会作成

# 第4 長期契約の必要性

## プロジェクトファイナンス

巨額の初期投資を事業者単位で調達することは、各石油会社の財務状態の悪化を招くほか、事業が計画どおりに進まなかった場合のリスクも大きい。そのため、石油会社は、資金調達に当たり、特定事業の収益のみを返済原資とし、特定事業の資産のみを担保とするプロジェクトファイナンスにより資金を調達することが多い。

金融機関は、プロジェクトファイナンスの可否を判断するに当たり、**事業性を詳細に確認**している（デューデリジェンス）。

- ✓ 天然ガスの確認埋蔵量が十分か
- ✓ 生産出荷施設等の建設・操業が円滑に行われ、災害・事故に対しても十分な保険が適用されるか
- ✓ サプライチェーンが確立し資金回収が可能な状態であるか
- ✓ 返済原資を充足するLNGの引取契約が締結されているか

【プロジェクトの進捗、プロジェクトファイナンス及びLNG販売活動の関係性】



出所: 各種公表資料等を基に当委員会作成

## 長期契約及びTake or Pay条項

巨額の初期投資と融資を必要とするLNGプロジェクトにおいては、需要者による安定的な代金全額の支払保証が最終投資決定(FID)の重要な要素となる。このため、通常、石油会社は、開発段階において、引取契約の基本合意等を締結し、毎年一定数量のLNGを長期的に引き取るという確約を得ている。

- ✓ **長期契約** : 毎年一定数量のLNGを長期的に引き取るという確約
- ✓ **Take or Pay条項** : 買主の現実の引取数量が不足する場合、買主が当該不足分の代金全額を支払う義務を負う旨を定める条項

売主の現実の供給数量が不足する場合、売主が一定の補償義務を負うとするDeliver or Pay条項を規定している契約も存在するが、一部にとどまる。

【契約期間別の年間調達数量】



出所: 需要者の報告を基に当委員会作成

【長期契約の数量とTake or Pay条項の有無】



出所: 需要者の報告を基に当委員会作成

# 第5 引渡条件及び仕向地

## 引渡条件

国際的なLNG売買契約のほとんど全ては、DES (Delivered Ex Ship) 条件又はFOB (Free On Board) 条件を採用している。なお、LNG売買契約は、通常、引渡地点で所有権が移転するとしている。

### DES条件

引渡地点を輸入国の仕向港(destination port)とする揚地渡し取引条件をいう。売主が仕向港まで物品を輸送するとともに、輸送に伴う一切の費用と危険を負担する。

国際的なLNG売買契約においては、一般に、輸入国の受入基地が仕向港に該当する。



出所: 各種公表資料を基に当委員会作成

### FOB条件

引渡地点を輸出国の船積港(shipment port)とする積地渡し取引条件をいう。買主が船積港から物品を輸送するとともに、輸送に伴う一切の費用と危険を負担する。

国際的なLNG売買契約においては、一般に、輸出国の出荷基地が船積港に該当する。



出所: 各種公表資料を基に当委員会作成

LNG取引の黎明期は、供給者が輸送を担当する必要があったという歴史的経緯等から、長期契約ではDES条件が多い。近年、新規の長期契約ではFOB条件が増加する傾向がみられる。

## 仕向地

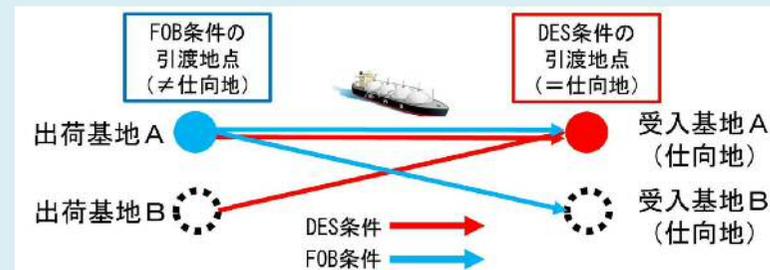
仕向地とは、LNG船の目的地をいう。

DES条件では、引渡地点は仕向港(=仕向地)。

FOB条件では、引渡地点は船積港(≠仕向地)。

DES条件では、出荷基地から受入基地までの輸送責任等及び所有権は売主に帰属するため、仕向地の規定は必要不可欠である。

FOB条件では、出荷基地から受入基地までの輸送責任等及び所有権は買主に帰属するため、仕向地の規定は必要不可欠とはいえない。



出所: 各種公表資料を基に当委員会作成

# 第6 仕向地条項及び仕向地制限①

## 仕向地条項

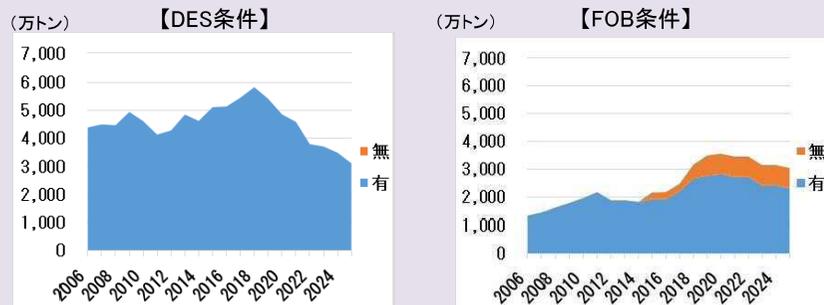
仕向地条項(destination clauses)とは、LNG船の目的地である仕向港として、一定の範囲の受入基地を指定している条項をいう。

### 仕向地条項の規定状況

**DES条件の長期契約は、全て仕向地条項を規定。**  
**FOB条件の長期契約も、大部分が仕向地条項を規定。**

※ FOB条件の長期契約のうち仕向地条項を規定していない契約のほとんどは、需要者が、①権益保有割合に相当するLNGを引き取るために自社の現地子会社等と締結した購入契約、又は、②液化委託契約により生産したLNGを引き取るために自社の現地子会社等と締結した購入契約。

【長期契約における仕向地条項の有無別の年間契約数量】



出所：需要者の報告を基に当委員会作成

### 仕向地の範囲

仕向地の範囲の指定方法は、①限定列挙方式と②包括指定方式がある。

**国外の受入基地を仕向地の指定に含む契約は僅かであり、FOB条件の契約の15.9%のみである。また、買主以外の受入基地を仕向地の指定に含む契約も、FOB条件では過半(60.6%)だが、DES条件では少ない(27.3%)。**

【仕向地の範囲】

規定方法	仕向地の範囲	割合 (DES)	割合 (FOB)	
限定列挙方式	買主の受入基地名のみを列挙して記載	93.8%	49.7%	
	買主以外の受入基地名を含め列挙して記載	共同買主の受入基地を含む	68.9%	33.9%
		他の国内の受入基地を含む	24.9%	15.8%
		他の国外の受入基地を含む	18.4%	3.8%
		他の国外の受入基地を含む	8.5%	12.0%
包括指定方式	買主の受入基地のみを包括的に記載	0%	0%	
	買主以外の受入基地を含めて包括的に記載	共同買主の受入基地を含む	6.2%	50.3%
		他の国内の受入基地を含む	3.7%	5.5%
		他の国内の受入基地を含む	2.4%	44.8%
		他の国外の受入基地を含む	1.7%	32.6%

出所：需要者の報告を基に当委員会作成

## 仕向地制限／仕向地柔軟性

本報告書においては、買主が仕向地を自由に設定・変更することに対する一定の制限を「仕向地制限」(destination restrictions)といい、買主が仕向地を自由に設定・変更することができる程度を「仕向地柔軟性」(destination flexibility)という。

※ 一般に、「仕向地条項の廃止又は緩和」という主張がいわゆる場合、①仕向地条項の廃止と②仕向地変更条項が定める条件の緩和の二つの意味で用いられている可能性がある。

- ① 仕向地条項の廃止を議論する場合、FOB条件では仕向地条項は必要不可欠な条項とはいえないが、DES条件では売主の引渡地点を定める仕向地条項は必要不可欠な条項であることに留意する必要がある。
- ② 仕向地変更条項が定める条件の緩和を議論する場合、困難な条件を多数規定している契約は仕向地制限が厳しいと考えられるが、仕向地変更条項がない契約は売主が仕向地変更を想定していないため、仕向地制限が最も厳しくと需要者が認識していることや、仕向地制限の程度は、条件の内容に加え、売主の解釈・運用にもよることに留意する必要がある。

# 第6 仕向地条項及び仕向地制限②

## 仕向地変更条項

個別のカーゴの仕向地について、仕向地条項で指定した仕向地の範囲外の受入基地へ運用上変更することを仕向地変更 (diversion) といい、このような仕向地変更の条件を定める条項を仕向地変更条項 (diversion clauses) という。

### 国内仕向地変更条項の有無

仕向地条項を規定している長期契約の大部分に規定している。

【長期契約における国内仕向地変更条項の有無別の年間契約数量】



出所: 需要者の報告を基に当委員会作成

### 国外仕向地変更条項の有無

仕向地条項を規定している長期契約のうち、FOB条件では大部分、DES条件では一部に規定している。

【長期契約における国外仕向地変更条項の有無別の年間契約数量】



出所: 需要者の報告を基に当委員会作成

### DES条件における仕向地変更の条件

大部分が一定の合理性が認められる条件(下表②, ③又は④)を規定し、国内仕向地変更の過半及び国外仕向地変更の一部が競争制限的な条件(下表⑤, ⑥又は⑦)を規定している。

【DES条件における国内外への仕向地変更に係る条件の規定割合】

	国内仕向地変更条項		国外仕向地変更条項	
①売主同意	70.9%	[96.1%]	23.4%	[100%]
②安全性	48.4%	[65.6%]	17.4%	[74.1%]
③追加コスト支払	48.2%	[65.4%]	20.2%	[86.2%]
④配船上の許容性	36.0%	[48.8%]	17.4%	[74.1%]
⑤操業理由限定	28.2%	[38.3%]	5.2%	[22.4%]
⑥商業理由禁止	20.0%	[27.1%]	1.8%	[7.8%]
⑦売主顧客再販売禁止	1.0%	[1.3%]	1.0%	[4.1%]
⑧買主直接再販売禁止	0%	[0%]	0%	[0%]
②～④のいずれかに該当する契約	55.1%	[74.7%]	21.1%	[90.3%]
⑤～⑧のいずれかに該当する契約	41.1%	[55.7%]	6.1%	[26.1%]

注: 数字は、左側が長期契約全体に占める割合。右側([ ]内)が仕向地変更条項を規定している長期契約に占める割合  
出所: 需要者の報告を基に当委員会作成

### FOB条件における仕向地変更の条件

一部が一定の合理性が認められる条件(下表②又は④)を規定し、一部が競争制限的な条件(国内: 下表⑤又は⑥, 国外: ⑤, ⑥, ⑦又は⑧)を規定している。

【FOB条件における国内外への仕向地変更に係る条件の規定割合】

	国内仕向地変更条項		国外仕向地変更条項	
①売主同意	28.7%	[51.0%]	48.2%	[90.9%]
②安全性	7.6%	[13.6%]	4.6%	[8.7%]
③追加コスト支払	0%	[0%]	0%	[0%]
④配船上の許容性	7.4%	[13.1%]	4.6%	[8.7%]
⑤操業理由限定	7.4%	[13.1%]	8.3%	[15.6%]
⑥商業理由禁止	5.8%	[10.3%]	4.6%	[8.7%]
⑦売主顧客再販売禁止	0%	[0%]	7.4%	[13.9%]
⑧買主直接再販売禁止	0%	[0%]	8.9%	[16.8%]
②～④のいずれかに該当する契約	7.6%	[13.6%]	8.9%	[16.8%]
⑤～⑧のいずれかに該当する契約	12.9%	[22.9%]	21.8%	[41.2%]

注: 数字は、左側が長期契約全体に占める割合。右側([ ]内)が仕向地変更条項を規定している長期契約に占める割合  
出所: 需要者の報告を基に当委員会作成

※ 需要者からは、売主との交渉の負担を勘案し、仕向地変更の依頼を躊躇した事案もあるという指摘や、依頼したが同意を得られず実現しなかった事案も多く、その場合、単に契約違反として拒否されるだけで、理由の説明がなされないこともあるという指摘がみられる。

# 第7 利益分配条項及び再販売

## 利益分配条項

**利益分配条項(profit share clauses)とは、買主が第三者に対して仕向地変更によりLNGを再販売した場合に、買主が取得した利益の一部を売主に分配することを義務付ける条項をいう。**

※ 仕向地変更条項を規定していない長期契約は、通常、仕向地変更を想定していないため、利益分配条項も規定していない。

※ 需要者は、仕向地制限の緩和の言わば引換条件として売主から要求され、利益分配条項を規定することが増加してきたと指摘している。

### 国内仕向地変更に関する利益分配条項の有無

**国内仕向地変更条項を規定している長期契約のうち、利益分配条項を規定している契約は一部にとどまる。**

【長期契約における国内仕向地変更に係る利益分配条項の有無別の年間契約数量】



出所: 需要者の報告を基に当委員会作成

### 国外仕向地変更に関する利益分配条項の有無

**国外仕向地変更条項を規定している長期契約のうち、利益分配条項を規定している契約は、DES条件は半数程度、FOB条件は一部にとどまる。**

【長期契約における国外仕向地変更に係る利益分配条項の有無別の年間契約数量】



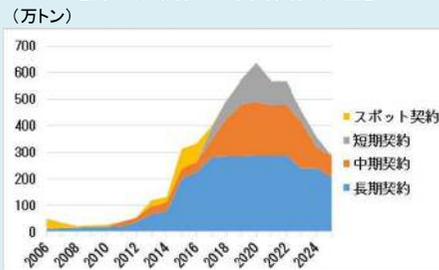
出所: 需要者の報告を基に当委員会作成

## 再販売

**再販売とは、需要者が売主から購入したLNGを他の買主に再度販売することをいう。**

※ 今後、日本の需要者が締結している全長期契約の年間契約数量に占める再販売契約の年間契約数量の割合は、2020年に約7%となる。

【再販売契約の年間契約数量】



出所: 需要者の報告を基に当委員会作成

【再販売に係る売主の目的別の年間契約数量】



出所: 需要者の報告を基に当委員会作成

## 価格決定方式

天然ガスの取引価格は、通常、一定の算定式(フォーミュラ)を用いて決定されている。代表的なフォーミュラは、 $Y=aX+b$ (Y:取引価格, X:価格指標, a:係数, b:定数)である。

- 価格指標Xは、石油価格又は天然ガス市場価格が採用されている。**石油価格を価格指標として採用している価格決定方式を石油価格連動方式といい、天然ガス市場価格を価格指標として採用している価格決定方式を市場価格連動方式という。**
- 係数a及び定数bは、個別交渉により決定されている。

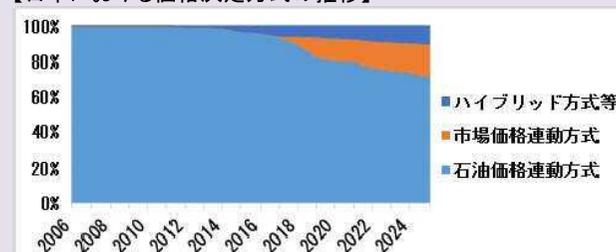
## 仕向地の所在する地域別の価格決定方式

**アジア向けのLNG取引においては、基本的にJCC価格(注1)を価格指標とする石油価格連動方式が採用されている。**ただし、近年は、HH価格(注2)等を価格指標とする市場価格連動方式も増加しつつある。

北米域内の天然ガス取引は、HH価格等を価格指標とした市場価格連動方式が採用されている。また、欧州大陸諸国向けの天然ガス取引は、従来、石油価格連動方式が採用されていたが、近年は市場価格連動方式が増加している。

(注1) JCC価格(Japan Crude Cocktail)は、財務省が貿易統計で月次公表している日本輸入原油平均価格。  
 (注2) ヘンリーハブ価格。ヘンリーハブは、北米における代表的な天然ガス現物価格形成地点である。

【日本における価格決定方式の推移】



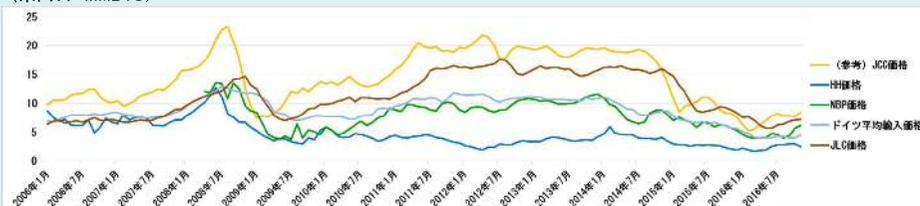
出所: 需要者の報告を基に当委員会作成

## 価格動向

**アジア向け取引のLNG価格は、基本的に原油価格に連動しており、パイプライン網を利用した裁定取引も困難であるため、他の地域向けの価格に比べて原油価格の影響を強く受けている。**

北米域内取引や欧州(注3)向け取引の天然ガス価格は、パイプライン網を利用した域内の天然ガス取引における需給関係や裁定取引の影響を常に受けている。特にHH価格は、**原油価格の影響がなく、北米域内の天然ガス需給に応じて変動している。**

【代表的な天然ガス価格指標の推移】  
(米ドル/MMBTU)



(注3) NBP価格はイギリスのスポット市場価格。 出所: 各種公表資料を基に当委員会作成

## 契約条件が取引価格に与えている影響

一部の供給者は、仕向地制限を緩和すると取引価格が高くなる可能性を指摘している。そのため、期間契約において、仕向地柔軟性を含む契約条件が取引価格に与えている影響等について、計量経済学的な分析(重回帰分析等)を行った。

その結果、一部の契約条件(注4)を除き、**仕向地柔軟性を含む契約条件と取引価格の間には、有意な関係が認められなかった。**

(注4) 引渡条件の別と取引価格の間には、有意な関係が認められた。すなわち、FOB条件よりDES条件の方が取引価格は高い。ただし、これは輸送費の有無による影響が大きいと考えられる。

また、増加許容量と取引価格の間には、有意な関係が認められた。すなわち、増加許容量が大きい(買主に有利な)方が取引価格は高く、増加許容量が小さい(買主に不利な)方が取引価格は低い。

# 第9 LNG取引の市場環境

## 商品の範囲

✓ 期間契約のLNG(期間契約市場)とスポット契約のLNG(スポット契約市場)

## 地理的範囲

### 【商品の調達先】

(期間契約)

➢ アジア

中東, 東南アジア, 豪州等。

➢ 欧州

欧州域内, アフリカ, 中東等。

(スポット契約)

全世界。

### 【価格決定方式及び価格水準】

(期間契約)

➢ 欧州及びアジアで大きく異なる。

➢ アジアでは, 価格決定方式は石油価格連動。価格水準は, 例えば日本と韓国では大きな差異はない。

(スポット契約)

➢ 価格は世界的に相対交渉で決定。

➢ 価格水準は, 2015年以降, 世界的に同一水準。

✓ 期間契約市場

日本を含むアジアの需要者を対象とする中東, 東南アジア, 豪州等の供給者によるLNG販売市場(アジア市場)

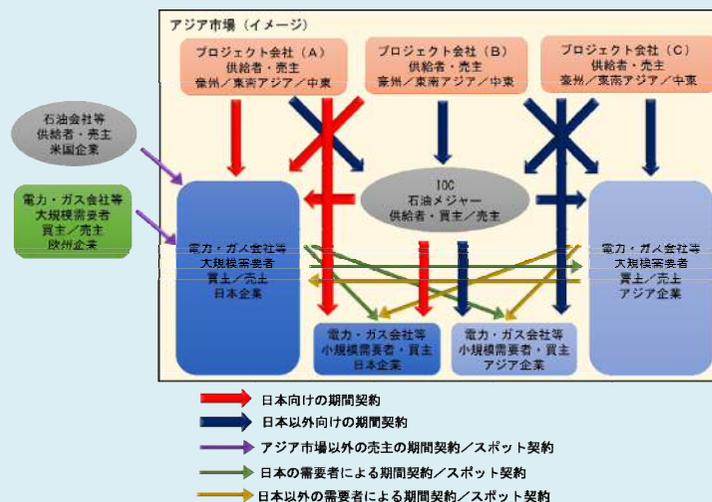
✓ スポット契約市場

世界の需要者を対象とする世界の供給者によるLNG販売市場(世界市場)

## 小括

- ✓ 本報告書においては, 期間契約市場のうち日本向けの仕向地制限が, 期間契約市場(アジア市場)及びスポット契約市場(世界市場)における競争に与えている影響を検討。
- ✓ 競争に与えている影響を検討するに当たっては, 期間契約市場とスポット契約市場のいずれにおいても 需要者が新たに調達することの可能なLNGの数量が限定されていることを念頭に置く必要。

【LNG取引の市場構造】



## 仕向地制限

### 【基本的な考え方】

- ▶ 仕向地制限は、事実上、日本の需要者がLNGを他の需要者等に対し、期間契約又はスポット契約により再販売することを制限している。
- ▶ 期間契約の売主である供給者が、仕向地制限によって買主である需要者が行うLNGの再販売を制限することにより、需要者が、期間契約市場(アジア市場)又はスポット契約市場(世界市場)に参入する機会を排除し又は当該市場で取引する機会を減少させるような状態をもたらすおそれ(以下「市場閉鎖効果」という。)が生じる場合には、原則として、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となる。
- ▶ 再出荷方式による再販売は、仕向地変更による再販売を代替する十分な手段とはなり得ない。

### 【必要性・合理性】

#### <FOB条件>

- 引渡地点は船積港の出荷基地であり、出荷基地からの輸送責任等を買主が負うことから、引渡地点ではない受入基地を定める仕向地条項は必要不可欠な条項とはいえない。
- 買主に所有権、危険負担等が移転したLNGについて、買主が自ら適切と判断する形で再販売する自由を制限するものであることから、仕向地変更を制限することに、通常、合理性は認められない。

#### <DES条件>

- 引渡地点は仕向港の受入基地であり、仕向港までの輸送責任等を売主が負うことから、引渡地点である受入基地を定める仕向地条項は必要不可欠な条項である。
- 「売主が同意すること」を条件として定めることは自然な手続であると考えられる。
- 仕向地変更条項に一定の必要性・合理性が認められる条件を定めている契約がみられるが、契約当事者で条件の解釈に相違がある場合が見受けられる。また、仕向地変更条項に競争制限的な条件を定めている契約もみられる。

#### <FOB条件>

仕向地条項を規定することは、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれがある。  
仕向地条項を規定するとともに仕向地変更を制限することは、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれが強い。

#### <DES条件>

仕向地条項を規定すること及び仕向地変更条項に「売主が同意すること」を条件として定めることや一定の必要性・合理性のある条件を定めることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。  
ただし、必要性・合理性のある条件を満たしているにもかかわらず、同意を拒否する場合、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれがある。  
また、仕向地変更条項に競争制限的な条件を定めることや、運用において、競争制限的な条件を仕向地変更の条件とすることは、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれが強い。

## 利益分配条項

### 【基本的な考え方】

- 利益分配条項は、事実上、日本の需要者がLNGを他の需要者等に再販売することを間接的に制限している。
- 利益分配条項は、売主に分配する再販売利益の算定方法及び分配割合に応じて、買主の収益が悪化するため、再販売の機会を喪失させる効果がある。また、再販売利益の算定方法及び分配割合が不明確な場合や、売主が買主に競争上機微な情報を提供するように求める場合には、再販売の機会を喪失させる効果は更に強くなる。
- 期間契約の売主である供給者が、利益分配条項によって買主である需要者が行うLNGの再販売を間接的に制限することにより、市場閉鎖効果が生じる場合には、原則として、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となる。

### 【必要性・合理性】

#### <FOB条件>

- 利益分配条項は、既に買主に所有権、危険負担等が移転したLNGについて、買主が自ら適切と判断する形で再販売する自由を間接的に制限するものであることから、利益分配条項を規定することに、通常、合理性は認められない。

#### <FOB条件>

利益分配条項を規定することは、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれ強い。

#### <DES条件>

- 買主に所有権、危険負担等が移転していないLNGについて、契約条件を変更して再販売を行うことの引換えとして、売主に再販売利益を分配するものであることから、再販売を間接的に制限しているものの、一概に合理性がないとはいえない。
- 売主に生じる定量化が困難なリスクに対する迅速かつ円満な解決を図るという考え方にも一定の合理性は認められる。

#### <DES条件>

利益分配条項を規定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、①合理性が認められない分配結果をもたらす場合や、②買主の利益構造やコスト構造の開示を要求することにより再販売を妨げる効果を有する場合には、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれがある。

## Take or Pay条項

### 【必要性・合理性】

- 巨額の初期投資と融資を必要とするLNGプロジェクトにおいては、需要者による安定的な代金全額の支払保証が最終投資決定(FID)の重要な要素となる。

Take or Pay条項を規定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、売主の取引上の地位が買主に対して優越している場合に、初期投資回収後において、買主と十分協議することなく一方的に、厳格な引取義務数量を定めた上でTake or Pay条項を課すことは、独占禁止法上問題(優越的地位の濫用)となるおそれがある。

LNGの売主においては、本報告書を踏まえ、新規契約締結時や契約期間満了後の更新時において、再販売の制限等につながる競争制限的な契約条項や取引慣行を定めないことが必要である。また、契約期間満了前の既存契約においても、少なくとも、再販売の制限等につながる競争制限的な取引慣行を見直すことが必要である。

LNGの買主においては、期間契約市場及びスポット契約市場の競争が促進されることで、LNG調達コストの低減が実現した場合、電気料金や都市ガス料金に適正に反映し、消費者利益の向上を図ることを期待する。

公正取引委員会としては、引き続き、LNGに関する取引の動向を注視していくとともに、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していく。

以上